



国 監 告 第 5 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年3月23日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 藤 田 貴 裕

# 随時監査結果報告書

## 1 随時監査

### (1) 種 類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項

### (2) 概 要

#### ① 実施期間

##### ア 事前調査

令和 3 年 3 月 1 日 (月) から令和 3 年 3 月 12 日 (金) まで

##### イ 実 施

令和 3 年 3 月 22 日 (月)

#### ② 対象部局

子ども家庭部子育て支援課

### (3) 対象事項及び範囲

#### ① 対象事項

##### ア 令和 2 年度国立市一般会計 (歳出)

母子・父子・女性福祉資金貸付システムハードウェア購入  
(2 月 16 日支払分)

予算科目 03.01.01.17.(02)

支 出 額 5,280,000 円

#### ② 対象範囲

##### ア 財務に関する事務の執行等

##### イ 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

### (4) 手続き

① 実 施 通 知 令和 3 年 3 月 1 日 (月)

② 資料提出期限 令和 3 年 3 月 9 日 (火)

③ 事 前 調 査 事務局による調査 (前記のとおり)

④ 実 施 監査委員による監査 (前記のとおり)

ア 国立市監査基準に則り、先に提出された資料に基づき、監査対象部局より  
対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

### (5) 監査の着眼点

#### ① 共通事項

ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ 予算の執行の手続きは適正か。

ウ 決裁は、定められた手続きを経ているか。

#### ② 個別事項

ア 契約行為は決められた手続きを経ているか。

イ 機種を選定は妥当か。

ウ 機器の納入時期は適切か。

エ 支払いは適正な時期に行われているか。

(6) 結 果

① 概 評

対象事項を監査した結果、良好であった。

② 個別事項

ア 指摘事項 なし

イ 要望事項 なし

以 上